



予防医学指導士認定制度のH24年4月からの 恒久制度による認定方法の一部修正について

平成24年4月より予防医学指導士認定制度は現在の暫定措置から恒久制度による認定制度となります。

現在、ホームページなどで恒久制度による認定制度をご案内しておりますが、この恒久制度が一部修正されることとなりました。

ただ今、修正された恒久制度について、皆さまにご案内できるように準備中でございます。準備できしだい、追ってホームページにてご案内申し上げます。

日本予防医学会事務局
日本予防医学会予防医学指導士認定制度委員会
〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科
公衆衛生学教室内
TEL : 086-235-7184 FAX : 086-226-0715
e-mail : jspm@md.okayama-u.ac.jp
日本予防医学会ホームページ <http://www.yobou-igaku.org/>